

V. 会社再建における対応

1. 会社再建（再建型）における全般的な対応

(1) 会社再建の概要

会社再建とは、経営危機に陥った場合に会社の事業等を再建し、そこから得られる収益等を債務者への弁済の原資とする手続きのことです。

法的な手続としては、大企業を対象として管財人が事業経営と財産管理処分を行う会社更生手続と、主として中小企業を対象として従前の経営者が事業経営を継続しながら再建をめざす民事再生手続に分けられます。

(2) 労働組合の取り組み

労働組合の対応として最も大切なことは、会社再建が可能かどうかを冷静に判断し、会社再建をめざすかどうかの意思決定に至る議論へ参画することです。経営危機に至った原因を十分に分析し、経営者などの責任を明確にしたうえで、労働組合としての対応方針を決めましょう。

なお、経営破綻後もそれまでの労働協約が引き続き効力を持ちますので、労働協約を有効に活用する必要があります。不当労働行為への対応、ユニオン・ショップ協定の取り扱い、労使協定の取り扱いについても留意しましょう。

☑ 企業組織再編・倒産・再建時に留意すべき点（p.7）

加えて、以下のチェックリストをもとに組織点検を行うとともに、必要な対策を行いましょう。

<input checked="" type="checkbox"/>	チェックリスト
<input type="checkbox"/>	労働債権の確保のために必要な対応をはかっているか
<input type="checkbox"/>	会社に支払原資の確保や、支払時期・方法を確認したか
<input type="checkbox"/>	他の債権者の動きを把握できているか（抵当権等の被担保債権、共益債権の増加など）
<input type="checkbox"/>	取引先や金融機関の協力が得られるよう、経営者やその代理人等とともに理解促進に向けた取り組みを進めているか
<input type="checkbox"/>	（事前協議制の整った労働協約にもとづき）労働組合として会社再建計画にしっかりと関与できているか

1) 会社再建にあたっての基本的対応

会社の再建をめざす場合、少なくとも労働債権⁹²の確保と会社再建に向けた関係者への理解活動、適切な再建計画づくりが必要です。

① 労働債権の確保

労働債権の確保は、再建の前提条件です。労働債権を踏み倒しての会社再建を認めるわけにはいきません。まず、どのように支払い原資を確保し、いつ、どのような方法で支払うのか、労使で話し合っておく必要があります。その際、重要になる

⁹² 労働債権についてp.43

のが、資金繰り表の公開です。会社再建中の場合、現金決済が重要性を増すため、労働組合としても常にキャッシュ・フローを点検しておく必要があります。

また、労働債権⁹³の確保が脅かされることのないよう、他の債権者の動きを把握しておくことも重要です。抵当権にもとづく債権回収や、会社更生法・民事再生法適用後の共益債権の増加に注意する必要があります。

計画通りに会社再建ができず、営業を継続するほど支払原資が減る場合も想定されます。その際は、再建から清算へ方針を転換させることも必要です。そうした判断を的確にするためにも、再建中の経営状況について、常に責任者と話し合えるようにしておくことが重要です。また、万が一会社を再建できない場合に備えて、労働債権の安全性を高めておく工夫も考えられます。

②関係者への理解活動

会社再建のためには、営業をスムーズに継続できるかが重要です。そのためには、取引先や金融機関の協力が不可欠です。経営者やその代理人等とともに労働組合としても、再建に協力してくれるよう速やかに説得に取り組む必要があります。特に、重要な関係者には、労働組合が従業員の意思をしっかりと把握し、会社再建のために重要な役割を果たすことを理解させておくことが重要です。

最終的には、債権者集会等で多くの関係者の賛成によって再建計画案を決定できるようにしなければなりません。

③会社再建計画への関与

再建計画は、従業員の雇用と労働条件を大きく左右することから、それへの関与が重要になります。再建計画案づくりのキーとなる人物と良好な信頼関係をつくり、労働組合との協議を尊重させる必要があります。経営破綻後もそれまでの労働協約が引き続き効力を持ちます。労働組合との協議を保証させるためにも、事前協議制や人事条項の整った労働協約が重要です。

2. 会社更生法

(1) 会社更生の概要

会社更生法とは、経営破綻の危機にある会社が再建をめざすためのものです。裁判所の認めた更正計画に基づき、更生管財人による会社再建が行われます。100%減資のうえスポンサーが新株を取得し再建をする場合が一般的ですが、会社更正が軌道にのらず、破綻に至るケースも少なくありません。更正手続き開始までの間は、保全管理人による管理と債権のためのスポンサー探しなどが行われます。

会社更生法の適用申請は、債務者（会社）、資本金額の1/10以上の債権を持っている債権者、株式総数の1/10以上を持っている株主が行うことができます⁹⁴。退職金債権などがこの金額に達すれば労働組合にも資格があります。実際に、連合傘下の組合でも行ったケースがあります。申立を受けた裁判所は、必要に応じて会社資産の保全処分命令を出し、保

⁹³ 労働債権についてp. 43

⁹⁴ 会社更生法第17条第2項